

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月12日
【四半期会計期間】	第16期第3四半期 (自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
【会社名】	TLホールディングス株式会社 (注)1 (旧会社名 ターボリナックス株式会社)
【英訳名】	TL Holdings Corporation (注)1 (旧英訳名 Turbolinux, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢野 広一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神南一丁目15番8号 (注)2
【電話番号】	03-6275-2012
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神南一丁目15番8号 (注)2
【電話番号】	03-6275-2012
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

- (注)1. 平成21年3月26日開催の第15期定時株主総会の決議により、平成21年5月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
2. 平成21年4月28日開催の取締役会の決議により、平成21年6月1日から本店の所在の場所を上記のとおり移転いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

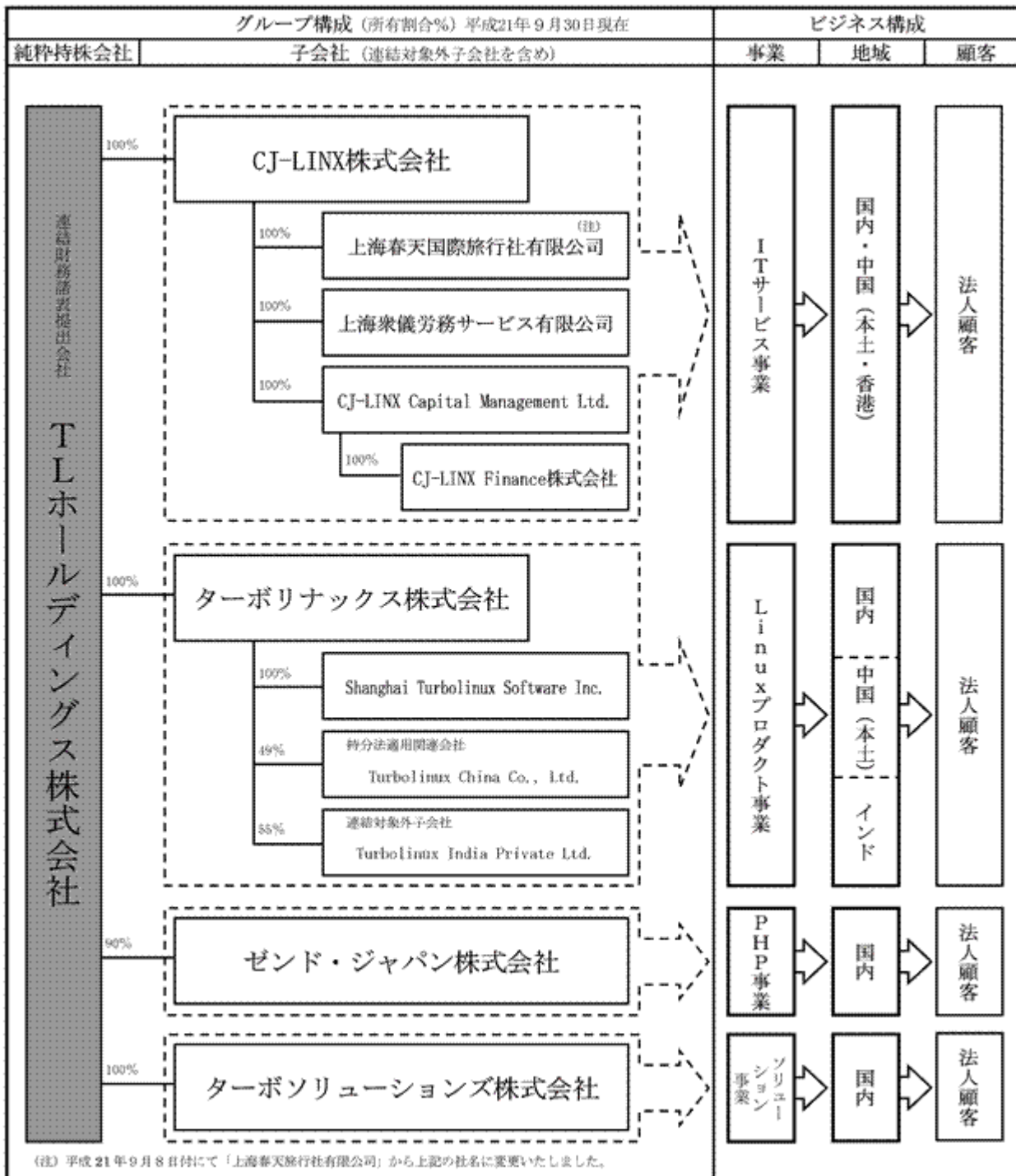
回次	第16期第3四半期 連結累計期間	第16期第3四半期 連結会計期間	第15期
会計期間	自平成21年1月1日 至平成21年9月30日	自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
売上高(千円)	409,236	157,705	624,349
経常損失(千円)	353,338	103,433	607,156
四半期(当期)純損失(千円)	405,791	106,496	969,900
純資産額(千円)	-	610,752	576,608
総資産額(千円)	-	794,565	711,817
1株当たり純資産額(円)	-	3,972.76	4,786.59
1株当たり四半期(当期) 純損失金額(円)	3,089.83	751.34	8,811.99
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	76.2	80.4
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	310,040	-	504,315
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	235,002	-	189,920
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	428,592	-	311,309
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高(千円)	-	152,605	269,942
従業員数(人)	-	71	84

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

平成21年5月1日付で、当社グループは新設分割方式により持株会社制度へ移行いたしました。

純粋持株会社としての当第3四半期連結会計期間においても、引き続き、当社グループは、Linux OS、その開発力及び適用力を基盤にした「ITサービス事業」というより付加価値の高いサービス事業の展開を今後の成長戦略としており、この成長戦略を具現化する施策として、当社の連結子会社CJ-LINX株式会社（旧エイミーストリートジャパン株式会社）は、日本企業の中華人民共和国（以下中国）への進出を支援する総合サービス「CJ-LINX（シージェイ・リンクス）」を平成21年6月より開始しております。



3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 または被所有割合 (%)	関係内容
CJ-LINX Capital Management Limited (注) 1、2	Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong	22,000千円相当 香港ドル	フィナンシャル コンサルティング	所有 100 (100)	ITサービス 事業構成
CJ-LINX Finance 株式会社 (注) 1、2	東京都渋谷区	10,000千円	フィナンシャル コンサルティング	所有 100 (100)	ITサービス 事業構成

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、新たな事業である「ITサービス事業」で行う事業を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	71 (-)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	7
---------	---

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、当第3四半期会計期間において該当者なしのため記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社の事業の種類別セグメントは単一であります。以下の区分は当社グループにおける取扱領域を基にした事業部門に関連して記載しております。

(1) 生産実績

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	生産高(千円)	構成比(%)
Linuxプロダクト事業	8,203	35.3
ソリューション事業	15,051	64.7
ITサービス事業	0	0.0
合計	23,254	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	仕入高(千円)	構成比(%)
Linuxプロダクト事業	3,218	4.8
ソリューション事業	11,460	16.9
ITサービス事業	52,940	78.3
合計	67,620	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)		構成比(%)
	受注高(千円)	受注残高(千円)	
Linuxプロダクト事業	18,852	7,620	10.5
ソリューション事業	66,888	7,774	37.2
ITサービス事業	93,853	32,790	52.3
合計	179,594	48,184	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

区分	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	販売高(千円)	構成比(%)
Linuxプロダクト事業	23,831	15.1
ソリューション事業	72,809	46.2
ITサービスの事業	61,063	38.7
合計	157,705	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。また、「発行済株式総数」については、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(1) 株式価値の希薄化について

当社は、当社の役員及び従業員の士気の向上及び優秀な人材の確保のため、ストックオプションとして新株予約権（第1回、第3回、第5回、第7回、第8回新株予約権）を付与しており、当四半期報告書提出日現在各回合計3,916株相当であります。

また、財務体質強化等を目的として、平成21年3月12日開催の取締役会において、China Satcom Investment Limitedを割当先とする第三者割当による新株予約権（第10回新株予約権）の発行を行うことを決議し、平成21年4月2日付にて合計72,000株相当を発行いたしました。なお、潜在株式数増加による株式の希薄化懸念を低減するため、平成21年8月11日付残存する本新株予約権の全部を取得及び消却し、当四半期報告書提出日現在本新株予約権の残存数はゼロにであります。

そして、中国におけるITサービス事業の立上げ及び当社グループの既存事業の運転資金の確保を目的として、平成21年7月10日開催の取締役会において、Brilliance Hedge Fundを割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権（第11回新株予約権）の発行を行うことを決議し、平成21年7月27日付にて当初行使価額で合計150,000株相当を発行いたしました。なお、毎週金曜日に行われる本行使価額修正条項付新株予約権の行使価額の修正により当四半期報告書提出日現在合計266,206株相当であります。

これらの新株予約権は、当四半期報告書提出日現在における当社の発行済株式数157,935株に対する割合は171.0%に相当し、これらの新株予約権、特に第11回新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化し、今後の株式市場動向によっては需要供給バランスが大幅に変動し、当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、第11回新株予約権は市場に連動した行使価額修正条項付新株予約権であるため、新株予約権の行使による資金調達においてコンスタントかつ確実にすることが可能となっております。とりわけ、本新株予約権は行使価額が修正されるため時価と行使価額の乖離が一定程度に保たれること、及び当社の要請による行使停止期間を設けることが可能である為、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑えることが可能な仕組みとなっております。

(2) 第11回新株予約権の割当先について

第11回新株予約権の割当先であるBrilliance Hedge Fundは、当社株式の保有方針について、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、また、当社と締結した総額買受契約に基づき、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式を市場動向を見ながら適時適切に売却する方針であります。従いまして、今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性はございません。

Brilliance Hedge Fundは、当社経営陣の知人である信頼できる方にご紹介いただいたファンドであり、自己資金及び日本人を含む富裕層から出資され組成されております。なお、当該ファンドへの出資者については、管理会社であるアドミニストレーションサービスにより当該ファンドの出資者が反社会的勢力との繋がりが無いことを確認したとともに、当該ファンドの投資一任勘定委託先から、同内容の誓約書及び資金残高に関する確認書を受領しております。

(3) 資金調達について

新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、新株予約権については、その性質上、行使価格が市場価格を下回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、前連結会計年度において営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが3期継続して発生しております。また、当第3四半期連結累計期間においても営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しております。当該状況を解消すべく、経営改善計画に沿って引き続き収益の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営を目指して参ります。しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。詳細につきましては、「継続企業の前提に関する事項」（「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表」）に記載しております。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに決定または締結した重要な契約は次のとおりであります。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約形態	契約締結日	契約目的
TLホールディングス株式会社 (当社)	Brilliance Hedge Fund	ケイマン	第11回新株予約権総額買受契約	平成21年 7月10日	当社が平成21年7月27日付けにて発行した第11回新株予約権の引受のため
ターボリナックス株式会社 (連結子会社)	普華基礎軟件 股分有限公司	中国	ソフトウェア共同開発会社 (ターボシステムズ株式会社) 設立に向けた基本合意書	平成21年 8月14日	両社のソフトウェア開発技術や実績、人材などのリソースを集約・共同化し、OS製品の迅速かつ効率的な研究開発と先進的な製品開発を行うことを目的とした共同開発会社の設立に向けた基本合意のため

4【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、世界的な不況の中で日本経済をリードする大企業の業績悪化が顕著となり、引き続き強い停滞感の中で推移いたしました。

このような環境の下、当社グループでは、経営改善計画に沿い、収益の改善と財務体質の強化を図るべく努めて参りました。

この結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は157,705千円（前年同期比34.0%増）となりました。

営業損益については、154,176千円の販売費及び一般管理費を計上したことにより、営業損失90,628千円（前年同期は154,627千円の損失）となりました。

経常損益については、持分法による投資損失11,748千円により、経常損失103,433千円（前年同期は157,115千円の損失）となりました。

四半期純損失106,496千円（前年同期は153,272千円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産・負債及び純資産の状況)

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ82,747千円増の794,565千円となりました。これは連結子会社株式の取得によるのれんの増加等を主要因とするものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べ48,602千円増の183,812千円となりました。これは持分法適用に伴う負債や未払金等が増加したことを主要因とするものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ34,144千円増の610,752千円となりました。これは新株予約権の発行による収入及び新株予約権の行使による株式の発行を主要因とするものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます）の残高は152,605千円となり、第2四半期連結会計期間末（平成21年6月30日）と比べ、82千円増加いたしました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は、以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は217,192千円となりました。これは主として、税金等調整前四半期純損失が103,203千円増加し、さらに前受金の減少133,384千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は1,502千円となりました。長期前払費用取得による支出15,000千円と無形固定資産取得による支出277千円がありましたが、差入保証金の回収による収入16,780千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は215,181千円となりました。これは主として、新株予約権の行使による株式の発行による収入245,664千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間において特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	478,000
計	478,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年11月12日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	153,735	157,935	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	単元株制度を採用しておりませ ん。
計	153,735	157,935	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（ストックオプション）の状況

第1回新株予約権（平成16年5月18日臨時株主総会決議に基づく平成16年5月19日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,500 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150 (注) 1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,000 (注) 3、4、5
新株予約権の行使期間	平成18年5月18日から平成26年5月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	当初行使価額発行価格 13,000 資本組入額 6,500 (注) 5
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の役員または従業員であること。 (注) 6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者にかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後の株式の数} = \frac{\text{調整前の株式の数}}{\text{株式の数}} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \frac{\text{調整前の払込金額}}{\text{払込金額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \frac{\text{調整前の払込金額}}{\text{払込金額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 平成16年11月11日開催の臨時株主総会決議により、平成16年12月14日付で株式併合(10:1)を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. その他新株予約権の行使の条件に関する事項につきましては、平成16年5月18日開催の臨時株主総会及び平成16年5月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結された「新株予約権割当契約書」に定められております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（ストックオプション）の状況

第3回新株予約権（平成16年8月30日臨時株主総会決議に基づく平成16年8月31日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	25,070 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,507 (注)1、2、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	13,000 (注)3、4、5
新株予約権の行使期間	平成18年8月30日から平成26年8月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,000 資本組入額 6,500 (注)5
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の役員または従業員であること。(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者にかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後の株式の数} = \frac{\text{調整前の株式の数}}{\text{株式の数}} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \frac{\text{調整前の払込金額}}{\text{払込金額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \frac{\text{調整前の払込金額}}{\text{払込金額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. 平成16年11月11日開催の臨時株主総会決議により、平成16年12月14日付で株式併合(10:1)を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. その他新株予約権の行使の条件に関する事項につきましては、平成16年8月30日開催の臨時株主総会及び平成16年8月31日開催の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結された「新株予約権割当契約書」に定められております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（ストックオプション）の状況

第5回新株予約権（平成16年11月11日臨時株主総会決議に基づく平成16年12月15日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数(個)	500	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50	(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000	(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成18年11月11日から平成26年11月10日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000	
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の役員または従業員であること。 (注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者にかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後の株式の数} = \frac{\text{調整前の株式の数}}{\text{株式の数}} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \frac{\text{調整前の払込金額}}{\text{払込金額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \frac{\text{調整前の払込金額}}{\text{払込金額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. その他新株予約権の行使の条件に関する事項につきましては、平成16年11月11日開催の臨時株主総会及び平成16年12月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結された「新株予約権割当契約書」に定められております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（ストックオプション）の状況

第7回新株予約権（平成17年5月10日臨時株主総会決議に基づく平成17年5月10日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	289 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	289 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65,000 (注) 3、4
新株予約権の行使期間	平成19年5月10日から平成27年5月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65,000 資本組入額 32,500
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の役員または従業員であること。 (注) 5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者にかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後の株式の数} = \text{調整前の株式の数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \text{調整前の払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \text{調整前の払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. その他新株予約権の行使の条件に関する事項につきましては、平成17年5月10日開催の臨時株主総会及び平成17年5月10日開催の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結された「新株予約権割当契約書」に定められております。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（ストックオプション）の状況

第8回新株予約権（平成18年3月27日臨時株主総会決議に基づく平成18年4月27日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)	
新株予約権の数(個)	920	(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	920	(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	236,871	(注)3、4
新株予約権の行使期間	平成20年3月27日から平成28年3月26日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 236,871 資本組入額 118,436	
新株予約権の行使の条件	権利行使時において、当社の役員または従業員であること。 (注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数は、特別決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者にかかる新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整します。ただし、この調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後の株式の数} = \frac{\text{調整前の株式の数}}{\text{株式の数}} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \frac{\text{調整前の払込金額}}{\text{払込金額}} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後の払込金額} = \frac{\text{調整前の払込金額}}{\text{払込金額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

5. その他新株予約権の行使の条件に関する事項につきましては、平成18年3月27日開催の株主総会及び平成18年4月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結された「新株予約権割当契約書」に定められております。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく取締役会決議による新株予約権（第三者割当）の状況
第11回新株予約権（平成21年7月10日取締役会決議）

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	23,500 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数の定めはない。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	当初行使価額(13,913円)における株式数 150,000 上限行使価額(27,826円)における株式数 75,000 下限行使価額(6,957円)における株式数 300,000 (注) 2、3、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000 (注) 2、3、4、5
新株予約権の行使期間	平成21年7月29日から平成23年7月28日まで (注) 6、9
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 7
新株予約権の行使の条件	(注) 8
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 平成21年10月に計350個が行使されたため、平成21年10月31日現在において、本新株予約権の数の残高が23,150個となっております。

2. 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、第3項(1)号の出資額を同項第(2)号の行使価額(ただし、第4項及び第5項によって修正または調整された場合は修正後または調整後の行使価額)で除して得られる最大整数(以下「交付株式数」といいます。)とします。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り上げ、現金による調整を行いません。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、80,000円とします。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」といいます。)は、当初、13,913[発行決議日の前日の終値×105%(円未満切り上げ)]円とします(以下「当初行使価額」といいます。)

4. 本新株予約権の行使価額の修正

(1) 行使価額の修正について

当社は平成21年7月27日[割当日]以降の毎週金曜日(以下「決定日」といいます。)の翌取引日以降、決定日(ただし、決定日に終値(気配値を含みます。以下同じです。)のない場合または決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の終値のある取引日とします。以下同じです。)の株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」といいます。)における当社普通株式の、当該日において有効な行使価額と当該日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(1円未満は切捨てとなります。以下「基準価格」といいます。)を比較し、基準価格が行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額を当該基準価格に修正します。なお、第5項で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従い当社が適当と判断する値に調整されます。

(2) 行使価額の修正の下限及び上限について

本項第(1)号に従い、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の50%に相当する金額(円未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。ただし、第5項による調整を受けます。以下「下限行使価額」といいます。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げます。ただし、第5項による調整を受けます。以下「上限行使価額」といいます。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とします。なお、当初行使価額が13,913円であることから、下限行使価額は6,957円、上限行使価額は27,826円となります。

5. 本新株予約権の行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによります。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合若しくは当社普通株式の交付を請求できる新株予約権、新株予約権付社債その他証券または権利の請求または行使による場合を除きます。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とします。以下同じです。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用します。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除きます。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用します。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含みます。）または本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権、新株予約権付社債その他の証券または権利を発行する場合（無償割当の場合を含みます。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権または新株予約権付社債その他証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用します。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用します。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用します。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用します。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとし、

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行いません。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行いません。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用します。
- (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入します。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除きます。）とします。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入します。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とします。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとします。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行います。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとします。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとします。

- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知します。ただし、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行います。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有します。

6. 本新株予約権を行使することができる期間

平成21年7月29日から平成23年7月28日[割当日の翌々取引日から2年]までとします。ただし、第9項「本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得の前日までとします。

7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行金額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第2項に記載の株式の数で除した額とします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

8. 本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (2) 各本新株予約権の一部行使はできません。
- (3) 次の各号で示される行使制限期間中は、行使できません。

当社は本新株予約権者に対し、10営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使禁止期間」といいます。)を指定することができます。ただし、行使禁止期間として指定可能な期間は平成23年6月28日までとします。

前号にかかわらず、当社が本新株予約権の取得事由に基づく取得を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができます。(なお、株式会社大阪証券取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行います。)

9. 本新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」といいます。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり204円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日 (注) 1、2、3	21,750	153,735	126,373	1,672,394	126,373	1,547,688

- (注) 1. 第10回新株予約権の行使により、発行済株式総数が9,600株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ66,220千円増加しております。なお、平成21年7月28日付の取締役会により、第10回新株予約権の残存数を全部取得及び消却することが決議され、平成21年8月11日付にて、決議どおり消却が完了し、第10回新株予約権の残存数がゼロとなりました。
2. 第11回新株予約権の行使により、発行済株式総数が12,150株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ60,153千円増加しております。
3. 平成21年10月1日から平成21年10月31日までの間に、第11回新株予約権の行使により、発行済株式総数が4,200株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ14,035千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、China Satcom Investment Limitedから平成21年9月18日付で関東財務局に提出された大量保有報告書の変更報告書No.11の写しの送付があり、平成21年9月17日現在でChina Satcom Investment Limitedは14,411株を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。なお、China Satcom Investment Limitedの大量保有報告書の変更報告書No.11の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者 China Satcom Investment Limited
住所 11/F., Front Block, Hang Lok Building, 128-130 Wing Lok St.,
Sheung Wan, Hong Kong
保有株券等の数 普通株式14,411株
株券等保有割合 9.37%

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 153,735	153,735	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	153,735	-	-
総株主の議決権	-	153,735	-

- (注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。また、「議決権の数」欄には同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	26,700	19,800	17,650	18,900	17,700	18,000	16,290	15,680	11,990
最低(円)	18,300	11,500	11,800	13,520	14,780	14,540	11,290	11,720	7,010

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおける株価を記載しております。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成21年1月1日至平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清友監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	152,605	269,942
売掛金	65,886	73,318
たな卸資産	¹ 1,732	¹ 28,731
その他	104,987	19,981
貸倒引当金	1,809	4,166
流動資産合計	323,402	387,807
固定資産		
有形固定資産	² 7,249	² 8,885
無形固定資産		
のれん	268,633	47,053
その他	23,706	18,489
無形固定資産合計	292,339	65,542
投資その他の資産		
長期未収入金	73,370	73,370
長期前払費用	138,690	20,963
長期預け金	-	167,500
その他	32,849	60,986
貸倒引当金	73,370	73,370
投資その他の資産合計	171,539	249,449
固定資産合計	471,129	323,877
繰延資産	33	132
資産合計	794,565	711,817

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	24,591	26,183
短期借入金	6,595	-
1年内返済予定の長期借入金	2,610	-
未払法人税等	4,831	6,820
前受金	48,525	24,737
返品調整引当金	18	13
事務所移転費用引当金	-	17,000
その他	86,374	60,454
流動負債合計	173,547	135,209
固定負債		
長期借入金	10,264	-
固定負債合計	10,264	-
負債合計	183,812	135,209
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,672,394	1,460,495
資本剰余金	1,656,385	1,444,485
利益剰余金	2,723,885	2,333,718
株主資本合計	604,894	571,262
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	1,064	1,031
評価・換算差額等合計	1,064	1,031
新株予約権	4,794	-
少数株主持分	-	4,314
純資産合計	610,752	576,608
負債純資産合計	794,565	711,817

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)
売上高	409,236
売上原価	228,219
売上総利益	181,017
返品調整引当金繰入額	18
返品調整引当金戻入額	13
差引売上総利益	181,012
販売費及び一般管理費	492,945
営業損失()	311,933
営業外収益	
受取利息	105
為替差益	2,068
その他	1,047
営業外収益合計	3,221
営業外費用	
持分法による投資損失	43,638
株式交付費償却	99
その他	888
営業外費用合計	44,626
経常損失()	353,338
特別損失	
固定資産除却損	186
特別退職金	37,548
その他	7,187
特別損失合計	44,921
税金等調整前四半期純損失()	398,259
法人税、住民税及び事業税	7,531
法人税等合計	7,531
四半期純損失()	405,791

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
売上高	157,705
売上原価	94,456
売上総利益	63,248
返品調整引当金繰入額	298
返品調整引当金戻入額	0
差引売上総利益	63,547
販売費及び一般管理費	154,176
営業損失()	90,628
営業外収益	
受取利息	16
その他	315
営業外収益合計	331
営業外費用	
持分法による投資損失	11,748
為替差損	1,355
株式交付費償却	33
営業外費用合計	13,137
経常損失()	103,433
特別損失	
その他	230
特別損失合計	230
税金等調整前四半期純損失()	103,203
法人税、住民税及び事業税	3,293
法人税等合計	3,293
四半期純損失()	106,496

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年9月30日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	398,259
減価償却費	19,231
のれん償却額	12,940
株式交付費償却	99
返品調整引当金の増減額(は減少)	5
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,073
事務所移転費用引当金の増減額(は減少)	17,000
受取利息	105
持分法による投資損益(は益)	43,638
特別退職金	37,548
固定資産除却損	186
売上債権の増減額(は増加)	7,204
たな卸資産の増減額(は増加)	25,244
仕入債務の増減額(は減少)	1,583
前受金の増減額(は減少)	8,209
その他の流動資産の増減額(は増加)	3,777
その他の流動負債の増減額(は減少)	17,432
その他	38,723
小計	263,620
利息の受取額	105
特別退職金の支払額	37,548
法人税等の支払額	8,977
営業活動によるキャッシュ・フロー	310,040
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	3,366
無形固定資産の取得による支出	2,437
無形固定資産の売却による収入	404
長期前払費用の取得による支出	147,430
子会社株式の取得による支出	3,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	246,997
差入保証金の回収による収入	16,813
差入保証金の差入による支出	16,488
長期預け金の回収による収入	167,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	235,002
財務活動によるキャッシュ・フロー	
新株予約権の行使による株式の発行による収入	408,243
新株予約権の発行による収入	109,770
新株予約権の買入消却による支出	89,420
財務活動によるキャッシュ・フロー	428,592
現金及び現金同等物に係る換算差額	31
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	116,418
現金及び現金同等物の期首残高	269,942
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	918
現金及び現金同等物の四半期末残高	152,605

【継続企業の前提に関する事項】

当社グループは、前連結会計年度において営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが3期連続して発生しております。また、当第3四半期連結累計期間においても営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しております。当該状況により、当第3四半期連結会計期間において継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。当該状況を解消すべく、当社グループは、経営改善計画に沿って引き続き収益の改善と財務体質の強化を図り、継続的に安定した経営を目指して参ります。

(1) コスト（特に販売費及び一般管理費）削減

具体的な方策として、希望退職の募集、外注の内製化、賃貸料の削減、Span of controlの改善等を行い、ドラスティックなコスト削減に努めております。

(2) 事業リソースの見直しと最適化

具体的な方策として、R&D拠点及び中国拠点の最適化、音楽配信サービスのエイミーストリートの停止、Web受託開発事業の縮小等を行い、収益性の改善に努めております。

(3) 事業ポートフォリオの整備

具体的な方策として、新製品Linux Connector for Active Directoryを軸としたOS事業の再構築、ソリューション事業及びPHP事業への注力、新たにITサービス事業の展開等を行い、売上高の確保を図り、収益性の改善に努めております。

以上の方策を通じた収益性の改善により、安定した営業キャッシュ・フローを確保し、財務体質の強化を図って参ります。しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、上記のような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映しておりません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、Turbolinux India Private Ltd.は重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社CJ-LINX株式会社は、上海衆儀労務サービス有限公司及び上海春天国際旅行社有限公司の株式取得を行い子会社化したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>当第3四半期連結会計期間において、当社の連結子会社CJ-LINX株式会社は、CJ-LINX Capital Management Limitedを設立したため、連結の範囲に含めております。さらに前述のCJ-LINX Capital Management LimitedはCJ-LINX Finance株式会社を設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 9社</p>
2 会計処理基準に関する事項の変更	<p>たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産については、従来、主として先入先出法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>これに伴い損益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年1月1日 至 平成21年9月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
たな卸資産の評価方法	当第3四半期連結会計期間末の商品等のたな卸高の算出に関して、実地たな卸を省略し、前連結会計年度末等の実地たな卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法によっております。また、簿価切下げに関して、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法に定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して減価償却費を計上しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結会計期間
(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

(新規子会社(OPENECO Limited)の設立)

当社の連結子会社CJ-LINX Capital Management Limitedは、平成21年9月24日開催の取締役会により、中国で有機肥料生産に必要な酵素の製造事業を開始するため、OPENECO Limitedを設立することが決議されました。

設立する子会社の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 商号 | OPENECO Limited |
| (2) 代表者 | 董事長 矢野 広一 |
| (3) 本店所在地 | Suite C, 6/F, Cameron Plaza, 23-25A Cameron Road,
Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong |
| (4) 設立年月日 | 平成21年末までに設立する予定 |
| (5) 決算期 | 12月31日 |
| (6) 主な事業内容 | 環境関連事業 |
| (7) 資本の額 | 10百万円相当香港ドル
(平成21年末までに50百万円相当香港ドルまで増資する予定) |
| (8) 株主及び出資比率 | 当社連結子会社CJ-LINX Capital Management Limited 100% |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。 商品及び製品 1,270千円 仕掛品 - 千円 原材料及び貯蔵品 461千円 合計 1,732千円	1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。 商品及び製品 20,095千円 仕掛品 5,895千円 原材料及び貯蔵品 2,739千円 合計 28,731千円
2 有形固定資産の減価償却累計額は、27,895千円であり、減損損失累計額を含んでおります。	2 有形固定資産の減価償却累計額は、42,553千円であり、減損損失累計額を含んでおります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 192,048千円	主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 52,933千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」勘定の金額は一致しております。

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び
当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 153,735株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 第11回新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 270,231株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 4,794千円

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が行使されたと仮定した場合の新株予約権の数に80千円を乗じ、これを当第3四半期連結会計期間末の新株予約権の行使価額である6,957円で除して得られる最大整数に相当する株式数を記載しております。なお、行使価額は毎週金曜日(以下「決定日」)の翌取引日以降、決定日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値90%に相当する金額に修正されず、ただし、修正される行使価額は6,957円を下回らないものとされます。

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)及び、

当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

当社グループは、ソフトウェア関連事業として、Linuxプロダクト及びオープンソースを中心としたソリューション提供に関連する事業を主要な事業として営んでおり、当該事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	合計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高	101,994	61,063	163,057	5,352	157,705
営業損失()	102,790	3,798	106,588	15,960	90,628

当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	合計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高	363,058	61,066	424,124	14,887	409,236
営業損失()	328,815	22,203	351,018	39,085	311,933

(注) ITサービス事業の一環として第2四半期連結会計期間末において上海衆儀労務サービス有限公司及び上海春天国際旅行社有限公司の株式を取得したことに伴い、当第3四半期連結会計期間より所在地別セグメント情報を記載しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	中国	合計
海外売上高(千円)	61,063	61,063
連結売上高(千円)	157,705	157,705
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	38.7	38.7

当第3四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年9月30日)

	中国	合計
海外売上高(千円)	61,066	61,066
連結売上高(千円)	409,236	409,236
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.9	14.9

(注) ITサービス事業の一環として第2四半期連結会計期間末において上海衆儀労務サービス有限公司及び上海春天国際旅行社有限公司の株式を取得したことに伴い、当第3四半期連結会計期間より海外売上高を記載しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年12月31日)
1株当たり純資産額 3,972.76円	1株当たり純資産額 4,786.59円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額 3,089.83円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 751.34円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日至平成21年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失(千円)	405,791	106,496
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	405,791	106,496
期中平均株式数(株)	131,331.56	141,742.92
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間
(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

(第11回新株予約権の行使による増資)

第11回新株予約権につきまして、平成21年10月1日から平成21年10月31日までの間に、権利行使がありました。これにより、平成21年10月31日現在の当社普通株式発行済株式総数は157,935株、資本金は1,686,430千円、資本準備金は1,561,723千円となりました。

当該新株予約権の権利行使の概要

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 増加した株式の種類及び数 | 普通株式 4,200株 |
| (2) 増加した資本金 | 14,035千円 |
| (3) 増加した資本準備金 | 14,035千円 |

(新規子会社(ターボシステムズ株式会社)の設立)

当社連結子会社ターボリナックス株式会社は、平成21年10月13日開催の取締役会により、中国の普華基礎軟件股分有限公司とのソフトウェア共同開発会社予定のターボシステムズ株式会社を設立することが決議されました。

設立した子会社の概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 商号 | ターボシステムズ株式会社 |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 谷口 剛 |
| (3) 本店所在地 | 東京都文京区湯島三丁目10番7号 |
| (4) 設立年月日 | 平成21年10月16日 |
| (5) 決算期 | 12月31日 |
| (6) 主な事業内容 | ソフトウェア開発事業 |
| (7) 資本の額 | 10百万円 |
| | (平成21年末までに100百万円まで増資する予定) |
| (8) 株主及び出資比率 | 当社連結子会社ターボリナックス株式会社 100% |
| | (平成21年末までに、ターボリナックス株式会社49%、
普華基礎軟件股分有限公司51%になる予定) |

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

TLホールディングス株式会社
取締役会 御中

清友監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	田口 邦宏	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 紀彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているTLホールディングス株式会社（旧会社名ターボリナックス株式会社）の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、TLホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において、継続して営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローがマイナスとなっており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり
 - (1) 第11回新株予約権の行使による増資がなされた。
 - (2) 会社の連結子会社のターボリナックス株式会社は、平成21年10月13日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。